



消費者トラブル注意情報～令和7年7月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス※をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和7年7月12日調査分)

商品・サービス	相談内容の例	助言
電気空調・冷房機器 (インターネット通販に関するトラブルなど)	動画配信SNSの広告を見て、冷風機3台を注文した。商品が届いてみると動作せず、おもちゃのようなもので使えない。返品・返金したい。	SNSの広告で「有名企業と大学が共同開発」などかたり、ネット通販に誘導する偽広告の相談が多く寄せられています。商品が届いた時の送付状にある連絡先に返品・返金の申し出をしましょう。また、注文前に必ず「特定商取引法に基づく表記」のページを確認し、信頼できるショップなのか確認しましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
商品一般 (身に覚えのない請求など)	クレジットカード会社から、覚えのない未払い金の請求を受けた。問い合わせをしたが、使った覚えがない。どうしたらよいか。	第三者による不正利用の可能性もありますので、利用明細は必ず毎月確認しましょう。また、過去のキャッシングやショッピングの残債や家族カードの利用の可能性もありますので、カード会社に請求の明細を問い合わせ、必要であれば、過去の利用明細を書面で発行してもらいましょう。カード会社によっては電話がつながりにくい場合もありますので、根気強く電話をしましょう。 (参考)国民生活センターホームページ
エステティックサービス (解約に関するトラブルなど)	友人の紹介でエステ店に行き、脱毛エステの契約をしたが、後で価格が高額だと思った。クーリング・オフしたい。	エステ契約では、契約期間が1カ月を超え、契約金額が5万円を超える場合に、契約書を交付した日を含めて8日間であればクーリング・オフの対象となります。また、クーリング・オフの期間を過ぎてしまった場合でも、契約期間内であれば、理由を問わず、所定の費用を支払うことで、中途解約をすることができます。 (参考)広島県消費生活課ホームページ

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較(引き算)して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「[よくある相談事例](#)」⇒



○電話相談:(消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。

広島県生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111

(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談:県サイト [電子メール受付](#)⇒



○消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネリー
～Stop the 泣き寝入り～

■消費者啓発講座講師を派遣します！

広島県では、消費者被害防止に向けた消費者教育を推進しており、県内で実施される消費者啓発講座等に広島県消費者啓発講座講師(消費生活アドバイザーや消費生活専門相談員など)を派遣します。ぜひご利用ください！

対象:県内の行政・学校(大学を含む)・各種団体等が実施する消費者啓発講座等(原則10名以上)

受講料:無料(講師派遣に係る謝金・旅費は県が負担します)

詳しくは、こちら⇒[消費者教育・啓発のための出前講座・寸劇等のご案内](#) | 広島県

【発行】広島県環境県民局消費生活課